

小規模製造業設備投資等支援事業 F A Q

1 応募資格関連

| | 質 問 | 回 答 |
|---|--|---|
| 1 | 大阪が本社で京都に事業所がありません。京都府内の事業所で事業を実施するのですが、申請できますか。 | 京都府内に事業所があり、事業を実施する拠点であれば申請可能です。 |
| 2 | 本社が京都府内にあるが、本事業の生産技術開発や設備を導入する拠点が京都府外の場合でも申請できますか。 | 事業を実施する拠点が京都府内でなければなりませんので、申請できません。 |
| 3 | これから起業する個人又は法人は申請できますか。 | 本事業は現在行っている事業における製造工程上の課題解決を支援するものとなっているため、現在、事業を営んでいない個人又は法人は申請できません。 |
| 4 | 事業期間が一年未満であり、申請時に決算書等を提出することができない場合でも申請可能ですか。 | 申請可能です。なお、事業期間が一年未満の場合、交付申請書の第1号様式-4の売上等には1年間事業を実施したと想定し、数値を御記載願います。 |
| 5 | 常時使用する従業員の範囲はどのように考えればよいですか。 | 申請の日から見て直前に日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に記載の者が常時使用する従業員に該当します（その場合でも申請日までに被保険者の増減があった場合はそれを含めて計算してください）。なお、事業所ごとに通知を受けている場合は全ての事業所分を合算してください。また、記載されている事業主及び役員は除いて計算してください。 |
| 6 | 常時使用する従業員に、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない場合、従業員数が0人になってしまうのですが、申請可能ですか。 | 申請可能です。なお、その場合、交付申請書の第1号様式-4の「常時使用する従業員数」には、個人事業主の場合は事業主を含めてカウントし、法人の場合は役員を含めてカウントし、数値を御記載願います。 |
| 7 | 個人事業主ですが、補助対象期間中に法人成りしても、補助事業は継続できますか。 | 変更届を提出することで、補助事業を継続することができます。 |
| 8 | いわゆる事業所分散型の企業組合の場合、事業所単位で申請することは可能ですか。 | 製造工程をもつ事業所で、そこで働く人数が20名以下であれば、事業所単位で応募可能です。なお、その場合、交付申請書の第1号様式-4の売上等には、組合全体の数字ではなく、申請事業所の数字を御記載願います。 |
| 9 | 令和元年度「企業の森・産学の森」推進事業に採択されました。今年度、小規模製造業設備投資等支援事業に応募することは可能ですか。 | 令和元年度において京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業、「企業の森・産学の森」推進事業、中小企業共同型ものづくり支援事業、小規模製造業設備投資等支援事業又は次世代地域産業推進事業に採択された場合でも、異なるテーマであれば、令和2年度小規模製造業設備投資等支援事業に応募可能です。（令和2年度に限りません。） |

2 対象経費関連

| | 質 問 | 回 答 |
|---|---|-----------------------------|
| 1 | 自社による技術開発を伴って、機械装置及び設備等を製作した場合、補助率はどうなりますか。 | その場合の補助率は1 / 2となります。 |
| 2 | 外貨で支払った場合、証拠書類は何が必要ですか。 | 領収書類と翻訳、交換レートの確認できる書類が必要です。 |

※その他ご不明な点があれば、提出先にご相談ください。